

経済産業省

2025 貿易第 号
輸入注意事項2025第 号
経済産業省貿易経済安全保障局

「イランを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について」を次のとおり制定する。

令和7年9月28日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「イランを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について」

令和7年9月28日付け経済産業省告示第142号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入公表の二の表の第1のイランの項に掲げる貨物については、令和7年9月29日以降、二号承認を受けるべき貨物となりました。

このため、令和7年9月28日以前に船積みされた場合を除き、国連安保理決議第1737号、第1747号に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。